

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月6日(木)午後2時 00 分から午後2時 52 分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
農業委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	宮島 勇

4. 欠席委員 古村 孝

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について  
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 (1)農地法第 18 条第6項の規定による届出について

6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆  
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季  
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### <赤羽事務局長>

改めして、本年もよろしくお願いいいたします。本日の総会でございますけれども、古村委員さんより欠席の連絡がございました。

それでは、開会を新村職務代理よろしくお願いいいたします。

### (開会)

#### <新村職務代理>

皆さん、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。ただ今から、令和4年1月の辰野町農業委員会総会を開会いたします。

### (会長あいさつ)

#### <福島会長>

あらためまして、おめでとうございます。また今年もよろしくお願いいいたします。本当に寒くなって大変ですが、今年も1年間またよろしくお願いいいたします。

### (議事録署名委員の指名)

#### <福島会長>

5番の小澤委員さんと6番の一ノ瀬委員さん、よろしくお願いいいたします。

### (議事)

#### <福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいします。

## 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～6番朗読】

### <山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

下高井郡木島平村大字穂高…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字横川字伊良沢…番…、地目は畑、面積104㎡を、  
東京都大田区仲池上<sup>なかいけがみ</sup>…にお住まいの B さんが取得するものです。

こちらは、11月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人の大和田さんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は1アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

#### <一ノ瀬委員>

11月の総会の時にもお話ししましたが、11月8日に私と根橋推進委員、不動産の C さんと一緒に立ち会いをさせていただきました。11月の総会の時にもお話ししましたが、特に問題はなく、境もきちんとして、隣接地ということで問題なく、申請は許可できるものと思っております。

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

埼玉県さいたま市北区土呂町<sup>とろちょう</sup>…丁目…番地…にお住まいの D さんが所有いたします、  
大字伊那富字樋田<sup>ひだ</sup>…番…、地目は田、面積94㎡および、  
大字伊那富字樋田…番…、地目は田、面積1616㎡を、  
大字赤羽…番地…にお住まいの E さんが取得するものです。

譲渡人の D さんは町外にお住まいで耕作の予定がないことから、申請地を既に貸借にて耕作されていた E さんが取得し、農業経営の拡充をしたいということであります。

農地取得後の農業経営面積は3994アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

12月13日にFさんと原委員、私の3人で現地で立ち会いました。Eさんが自分で申請するとのことで、書類の不備が色々目立ちましたけれど、それは勝手に事務局にお願いすることとしました。現地は、図の2ページを見ていただくと分かると思いますけれど、(場所の説明)の近くの道路に囲まれた所で、図では2筆になっていますけれど、現実是一个の田んぼとなっておりました。明確な境界はありませんでしたけれど、周りが道路に囲まれているということで問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

<野澤典生推進委員>

すみません、ちょっとよろしいですか。この件と直接関わるかどうか分かりませんが、以前、ここ1年位は分かりませんが、小野やあちらの方を仕事で回った時に、確認はしていないんですが、結構秋が終わる頃までに稲刈りがされていない田んぼがいくつかあって、はっきり確認できなかったんですけど、Fさんの田んぼではないかということをおつたのですが、Fさんは人柄的にも頑張っている方ですが、仕事がアップアップになっている様な所で、後の中間管理の関係もそうだと思いますが、その辺は大丈夫でしょうか。ちょっと傍から見て、気になったものですから。

<赤羽事務局長>

ご指摘された通りFさんの刈り遅れとかね、そういうことは確かに見受けられる中ではありますけれど、3条的には農地が農地として継続されていくということを考えれば、それに対して、Fさんもそれなりにやってないわけではないので、ご意見のことは私共も見て、指導のしようもないものですから、早く刈れということもないし。

<野澤典生推進委員>

そういうことはできないですよ。この前もちょっとお会いした時に、Fさんもめいっばいと、間に合わないんだということでした。

<赤羽事務局長>

気になるなというくらいですか、かといって指導という部分をこちらの方からできるわけでもないもの

ですから。申請の3条的な部分からすれば、農業的な継続という、今も作られている部分を今度は所有権が変わるということですので、その辺の所についてご審議いただければと思います。

<福島会長>

良いですかね。

<野澤典生推進委員>

はい。

<福島会長>

そのほか、ご意見等ありますでしょうか。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字上島…番地…にお住まいのGさんが所有いたします、

大字上島字上島…番、地目は田、面積1924㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいのEさんが取得するものです。

譲渡人のGさんは申請地を相続にて取得しましたが、耕作の予定がないことから、申請地を既に貸借にて耕作されていたFさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は3994アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

先ほどと同じ12月13日に、Fさんと原委員、私の3人で(場所の説明、3番の場所)の田を立ち会った時に実はもう1件あると、この件は突然言われたんですけど、それで申請書を見せてもらったところ、譲受人の所に所有者の名前が記入されていたので、これは間違いではないかとそこら辺の所を指摘してもう一度書類をちゃんと書いてきてくれてという話をしました。ただ、3名がまた集まるという機会もめったにないものですから、とりあえず上島の現場について見せて欲しいということで、確認をしに行きました。3ページの図を見ていただくと分かると思いますけれど、現地は明確な境界ははっきりしておりませんでした。ただ、3ページの図を見ていただくと分かると思いますけれど、片

側は上島の山と町道に挟まれた場所で、その町道側に取水の川があり、山側の方に排水の水路が通っている場所でした。それで、土手は約1.5mの幅で1m 近い段丘、段差がある所で昔から田んぼの畦道と思われる場所でした。そういう状況から見ても、昔からの田んぼで問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いいいたします。

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <山田事務局次長>

4番と5番は譲受人が一緒であり、申請地も一筆としてお使いいただいていますので、合わせてご説明いたします。

4番5番ともに所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字伊那富…番地1にお住まいのHさんが所有いたします、

大字伊那富字巾下…番、地目は田、面積1142㎡と、

大字伊那富…番地にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富字巾下…番、地目は田、面積456㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのJさんが取得するものです。

譲受人のJさんは、申請地向い側に所有農地があり、以前から貸借にて耕作されていた申請地を取得し、農業経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は151アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

#### <野澤典生推進委員>

この件について、ご報告いたします。12月12日に私と福島会長の二人で現地を確認してまいりました。現地につきましては、先ほど4ページの地図にありますように、1枚の中を構造改善の時に変な形で分筆されている案件でございます。譲渡人のHさんについては、現状自分の家の主な水田は箕輪町沢上に多くまとまってあり、この1枚だけが飛び地で不便であったということ、またIさんももうほとんど農業をされていかないということで、譲受人のJさん、水田を中心に野菜等を大きくやっけていらっしゃいます。現状、この田んぼをJさんが借り受けて耕作されていましたが、この度今回の案件ということになりました。周辺への影響等は一切なく、また隣接する道路も幅2.5m、水路もしつ

かりしておりますので、特に問題はないと思います。よろしくご審議ください。

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <山田事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住まいのKさんが所有いたします、

大字伊那富字滝洞口…番…、地目は畑、面積520㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのLさんが取得するものです。

譲渡人のKさんは耕作予定もないことから、申請地の隣接地に住宅、所有農地をお持ちのLさんが取得し、農地としてキノコ栽培や自家用野菜等の耕作をしたいということであります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のKさんは、住宅用地として昭和47年に5条の許可を受けましたが、当時賃借にて開業した飲食店の営業年数が短く、建築資金が計画通りに進まなかったため、先送りにしていたところ、その店舗を買い受け、店舗兼住宅に建て替えることになり、申請地は不要となり、事業の計画は断念しておりました。今回は承継者である滝沢利幸さんが申請地を取得し、農地として利用したい計画であります。

転用許可後に何らかの事情で転用事業が行われず、引き続き農地として利用される場合には、農地転用許可の申し出による取消しが認められておりますが、今回のように、5条許可後、転用事業が実施されず、許可に係る土地を耕作目的で取得することを希望する者がいる場合は、事業計画の変更および3条許可申請の手続きを取ることとされております。

農地取得後の農業経営面積は337アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

こちらの農地については、現況砂利が積まれ、農地の様を呈していない状況であります。事務局でも譲受人のKさんに聞き取りを行い、確実に農地へ戻し、耕作されることを伺いましたので、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

#### <野澤洋光推進委員>

12月20日に私と小澤委員、それから譲受人のLさんと現地を確認しております。今の説明にもあったように、ここは不作付地で管理はされて、耕作放棄地という状態ではないですが、特に積極的

に農業をされているというような土地ではないです。現地を確認したところ、譲受人の L さんによって土砂を入れられて整地がされているような状態、まだ途中ですね、造成中の状態です。現状を見まして、ここまでこうするなら5条申請もどうかと検討依頼もしたんですが、一旦そうしようという話もあったんですが、本人の強い要望により、ここを積極的に農地として活用したいので、3条としてお願いしますということになりましたので、3条の申請でやむを得ないかなと考えております。今後、ここがきちっと農地として使っていられるかどうかというのは、農地パトロール等でチェックしていくということになると思いますが、本人の農地として活用したい強い希望がございますので、現状では3条でやむを得ないかなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～5番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

中央…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

中央…番、地目は田、面積613㎡を、

中央…番地…に所在します B が取得し、宅地分譲用地とするための申請であります。

譲渡人の A さんは高齢のため、農業を営むのが困難になり、農地の売却を考えておりました。

譲受人の B は、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境もよく利便性の良い申請地を宅地分譲用地として買い受け、2区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

この件については、12月13日に私と野澤さん、それから B とで立ち会いまして、B からの話で、今事務局からお話がありましたが、A さんが高齢により令和3年までは耕作をしていましたけれど、これから続けていくことは困難だということで、B の方に買っていただいて、何とかという話で、B の方で話をしておりました。現状的には、本当は私たちが立ち会うべき場所ではなかったんですが、B の方で迷って私たちの方に立ち会いを依頼されて、後から事務局から今お話していただいたんで



すけれども、細かい件については原委員の方にもこういう件で来ましたということで、一応お話をし、立ち合い的には事務局でお話したように問題のない所ですので、よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの C さんが所有いたします、

大字伊那富字仮宿…番…、地目は田、面積248㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの D さんが取得し、住宅敷地への進入路および駐車場用地として拡張するための申請であります。

譲渡人の C さんは、申請地を耕作し維持管理していくことが困難となり、売却を考えておりました。

譲受人の D さんは、申請地西側の住宅を所有しており、貸家としていますが、進入路が狭く、駐車場もないことから不便を感じており、申請地を取得し、進入路と4台分の駐車場としたい計画であります。

申請地は第1住居地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

この件につきましては、同じ13日に私と野澤さん、それからこの件について依頼されておりました B と立ち会いまして、私もこの C さんという方は存じておりましたので、長い間国道に面した広い土地ではないんですけれども耕作にだいぶ困っているということは知っておまして、それから D さんの方も進入路についてはだいぶ狭い所で、今回所有したいということで、B を通して C さんの方をお願いをされて、一応杭等あらためまして、何ら問題のない所でお受けしました。よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計10件、15筆、面積は17,027㎡、詳細は議案書の8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計2件、3筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書11ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と3筆、計1,481㎡について5年の使用貸借権を設定するものです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第4号、農地利用配分計画(案)について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく11ページをご覧ください。

Aへ2筆、計1,058㎡について5年の使用貸借権を、Bさんへ1筆、423㎡について5年の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とA、Bさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べる事ができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

※議案書の訂正:12ページ4番、2行目の所在欄;(誤)小野→(正)横川

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、合意解約計 6 件、議案書の 8 ページの通りであります。

添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

## その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農業者年金加入推進ニュース No.9の配布について(事務局 小松)

→配布資料に基づき説明。

今月、1名農業者年金加入していただくことができた。今年度の目標が全体で1名のため、辰野町は達成することができた。他に2名の加入候補者がいて、もう少しで加入していただくことができそうであるため、引き続き加入推進活動を行っていく予定。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 小松) →なし。

○農業委員会研修旅行について(旅行委員長 中村委員)

旅行委員長として指名を受け、全委員が参加していただけたという中で計画をしてきたところであるが、今後の予定の中にもあるように6名の方が参加できないということで報告を受けている。個人の都合であるので何とも言えないが、委員の約半分が参加できないことは残念なことであり、もう少し協力をいただければという気持ちである。参加できる方については、総会終了後残っていただき、今後のことについて協議させていただきたい。

<赤羽事務局長>

年末から年始にかけて不参加の報告をされた方については、航空券のキャンセル料が発生し

ているためご負担いただくことをご理解いただきたい。

→総会終了後、旅行参加予定者のみで話し合った結果、国内の感染状況や旅行参加者の減少(最終的に6名不参加)を鑑み、旅行は中止とする。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(事務局 小松)

→古村推進委員が作成された資料に基づき説明。えごま油・パウダー配布。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:2月3日(木) 午前9時30分から 役場第7・8会議室

## (閉会)

どうもご審議ありがとうございました。旅行の件ではコロナに振り回されて、どういう結果になるか、本当に残念ですけれども、良い方向に持っていければと思っております。寒さが厳しくなると思いますので、皆さんお体に気をつけてお過ごしください。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印